

令和8年4月9日～11日
第196回総会資料より抜粋

準備委員会における 方針案について

1. 連携会員

■選任時期

- クオリティコントロールの観点から、従前どおり、会員の選任と併せて各期末に選任することとする。
- 就任に先立ち、連携会員への**事前説明を十分に行うこととする。**
- 就任時にミッションを明示し、**しっかりと活動する意思を示していただく。**

■人数規模

- 連携会員の適正な規模については、今後検討が必要である。

■若手登用

- 連携会員のうち49歳以下の割合を2割以上とすることを目指す。

1. 連携会員(続き)

■定年

- 会員と同じく「満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職する」こととする。

■任期

- 任期3年、再任可(ただし、通算12年まで)とする。

※12年には、会員としての任期を含まず、現行制度における連携会員としての任期を含む(法人発足時の特例あり)。

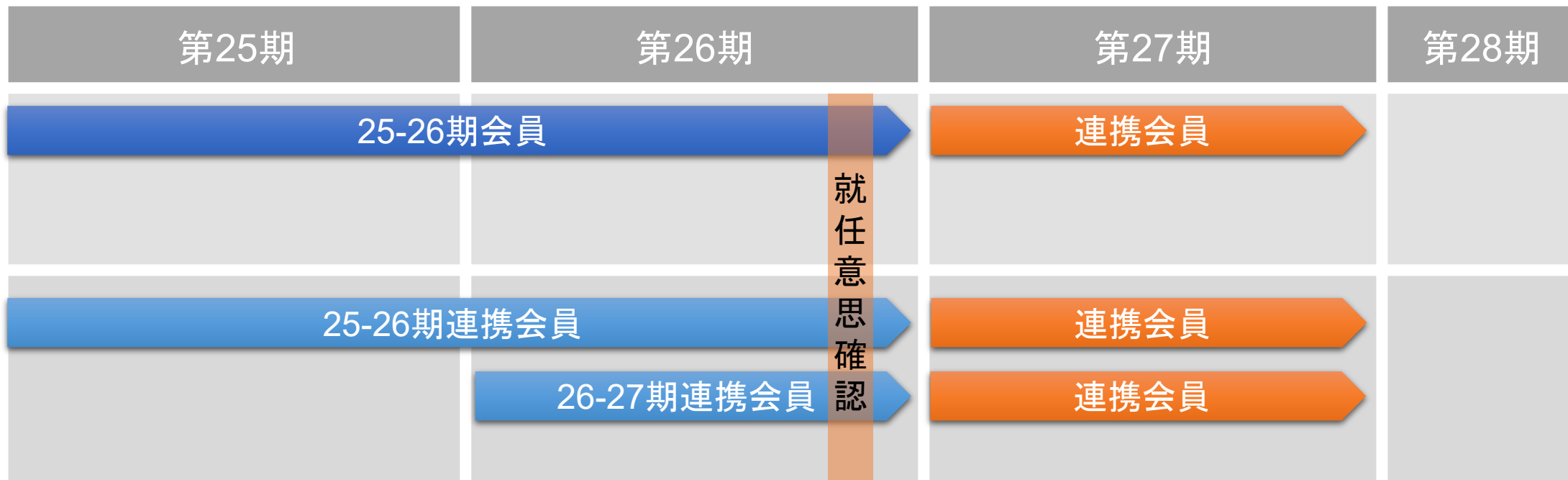
	現行制度	新体制案
名称	連携会員	連携会員
任期	6年	3年
再任	2回まで ※会員としての任期を含む。	通算で12年まで ※会員としての任期を含まない。 ※現行制度における連携会員としての任期を含む。 (法人発足時の特例あり)
定年	なし ただし、任命の時点で70歳以上の者は当該任期限り	満75歳に達する日以後の最初の9月30日を経過したときに退職

1. 連携会員（続き）

■令和8年10月の特例（1）

- 現行の会員（25-26期）のうち就任意思がある者は現体制における選考に基づき法人化後に連携会員に任命（任期3年）することとし、現行の連携会員（25-26期、26-27期）は、**本人の意思を確認の上、任期を3年延長**する。

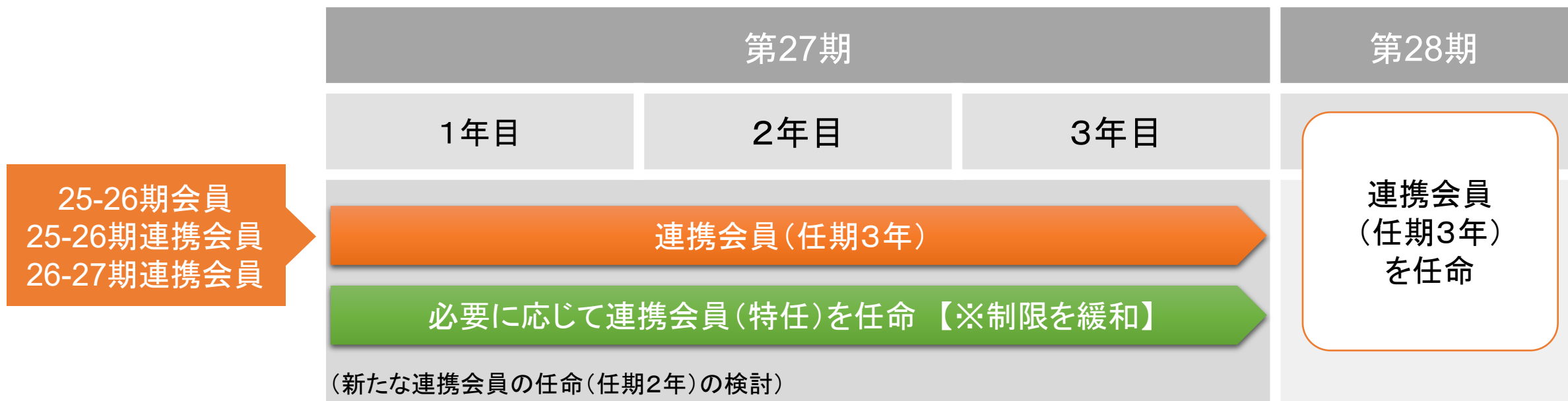
令和8年10月 任期3年の連携会員として任命



1. 連携会員（続き）

■令和8年10月の特例（2）

- 新規の連携会員を選任しないことから、必要があれば、第27期の特例として連携会員（特任）にて対応する。なお、法人発足後1年を目途に新たな連携会員の任命（任期2年）を行うことも考えられる。



2. 総会

- 総会の開催時期について、**2～3月、6月、10月**に**原則として対面**（オンライン併用）の総会を開催することとする。
- ※2～3月の総会について、期間は1日の開催とする。
 - 年度計画や予算について、3月末までに開催が必要
 - 自己点検評価や財務諸表等について、6月末までに開催が必要

定例総会の開催時期及び主な総会決議事項

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		自己点検 評価 財務諸表				<期首> 会員選任 等					中期的な 活動計画 年度計画 予算 (1日間)

2. 総会（続き）

■ 緊急時の柔軟な総会の開催

- 緊急時等の会長が認めた場合に限りフルオンライン又はメール審議により総会を開催することができることとする。
- 緊急時は迅速なメール審議を行うことができるようにする。

■ 総会の招集要件・議案提出

- 総会の招集要件として、当面の間、**30人の会員が、議案を示して総会の招集を会長に求める**ことができることとする。
- 議案の提出についても同様に、当面の間、**30人の会員により議案を提出**できることとする。

3. 会長・副会長

- 副会長は引き続き3名とし、その他に会員のうちから会長が任命する会長特別補佐(仮称)を若干名置くことができることとする。
- 会長特別補佐(仮称)は機動的に設置できるようにするため、規定上は、職務を明示しない。
- 現行の副会長の職務規定において、**財務などを明確化**する。

【イメージ】

(副会長の職務)

第五条 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 学術会議の**財務等**の組織運営及び科学者間の連携に関すること。
- 二 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。
- 三 学術会議の国際活動に関すること

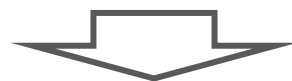
4. 役員会

■ 役員会の機能

- 役員会は、基本的に**現行の幹事会と同様の構成・機能・運用**とする。
- 原則として、月1回開催する。また、役員会終了後は記者会見を行う。

■ 役員会の構成

- 役員会の構成「**会長、副会長、会員から会長が指名する者**」のうち、会員から会長が指名する者として、**部長、副部長、幹事**を規定する。
- **事務局、会長特別補佐(仮称)**は説明者として役員会に参加できることとする。
- 監事は法律上メンバーにならないこととされていることから、役員会にオブザーバー参加できることとする。なお、**監事の業務に必要な質問**を行うことができる。



【役員会構成員】 会長、副会長、部長、副部長、幹事

【その他の参加者】 会長特別補佐(仮称)、監事、事務局

4. 役員会（続き）

■役員会の審議事項

- 基本的に現行の幹事会審議事項と同様の事項とする。
※ただし、総会決議事項、会長の決定事項を除く。
- 財務や労務について役員会の審議事項として明記する。

■会長の決定事項

- 委員会や各部が内容を精査しているものについては、柔軟に意思決定できるよう、会長の決定事項とする。
例：
 - 国際会議への派遣者の決定
 - 分科会、小委員会の委員の決定
 - 協力学術研究団体の承認
- 会長の決定事項であっても、会長は必要に応じて役員会の意見を聴くことができることとする。

■部の構成等

- **3部制**を維持する。
- 各部の人数は概ね均等とする。
- 会員はいずれか1つの部に所属する。
領域横断的な専門分野の会員も、1つの部に軸足を置き、分野横断的な委員会等で活躍いただく。
- 各部横断的な連絡手段を設けることや委員会活動等により、分野横断的な活動を促進することとする。

5. 部(続き)

■部の役員

- 部の幹部の役職・人数は、部長1人、副部長2人、幹事2人とする。幹事については、学術会議の活動歴が長くない会員が就任することもあることから、部長・副部長のサポートを行う役職として必要ではないか。
- 部長の選出方法は、原則として、自薦他薦を可能とした上で互選とする。選出手続の細部は各部に委ねる。

6. 委員会

■分野別委員会及び分科会

- 分野別委員会は、**現行の30委員会を概ね維持**しつつ、追加の委員会の設置もあり得るが、課題別委員会等である程度確立した分野を加える方が良いのではないか。
- 今の分野別委員会の数は各部につき概ね10となっているが、必ずしも委員会の数を各部で均等にする必要はなく、**各分野の動向に合った構成**とすることが良いのではないか。また、**部を横断する分野別委員会や、課題別委員会との関係を考慮**することも肝要である。
- 分野別委員会の下に分科会は、期ごとに設置する。必要性について精査した上で設置することが必要である。
- 連携会員（連携会員（特任）を含む。）は分科会の委員長に就任可能とする。

6. 委員会(続き)

■課題別委員会、機能別委員会

- **課題別委員会**は、その時々^の執行部による**トップダウン**で課題を設定する必要があることから、前期からの申し送りに基づき、期ごとに設置する。ただし、防災・減災等の長期的な課題については、継続することが望ましい。
- 現行と同様に**機能別委員会**を設置する。ただし、法人化に伴い新たな委員会の設置が必要ではないか。
例：**中期的な活動計画・年度計画、自己点検評価に対応する委員会、外部資金に関する委員会**

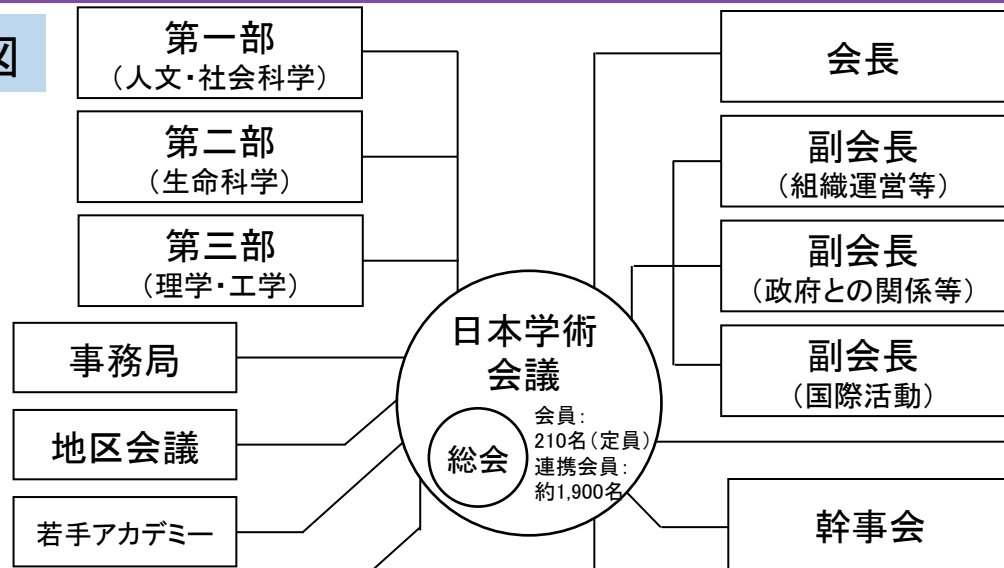
6. 委員会(続き)

■その他

- 加盟国際学術団体に対応する委員会等の**法人化後直ちに活動する必要のある委員会**は早期に活動を開始できるように、今期中にその継続について審議する。
- 委員会に所属する委員の人数は、**議論するに当たって適切な人数**とすべきである。

現行日本学術会議の組織図

令和8年4月現在



■常置委員会(機能別委員会)(4)

- 選考委員会**
会員及び連携会員の選考
- 科学者委員会**
科学者の在り方、男女共同参画、大型研究計画、学術研究団体との連携、地区会議等
- 科学と社会委員会**
総合科学技術・イノベーション会議との連携、その他政府、社会及び国民等との関係
- 国際委員会**
学術会議における国際活動の調整、その他国際的対応

■幹事会附置委員会・連絡会議(6)

- 外部評価対応委員会
- 広報委員会
- 地方学術会議委員会
- 財務委員会
- 科学的助言等対応委員会
- 法人化準備委員会

■臨時委員会(課題別委員会)(5) ※課題別委員会は、社会的要請等に応じて順次設置

- 防災減災学術連携委員会
- 学術を核とした地方活性化の促進に関する検討委員会
- フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会
- 循環経済を活かし自然再興と調和する炭素中立社会への移行に関する検討委員会
- 我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会

■常置委員会(分野別委員会)(30)

言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会

7. 事務局

- 事務局が、**意思の表出**において、過去の意思の表出との整合性、文言の適正化、形式性等について**補佐**することができることとし、その旨を規則に定める。
- **企画・広報、国際連携、IT、渉外等に関する専門人材**について積極的に登用することが望ましい。

8. 運営助言委員会

- **運営助言委員**の選考は新体制において行うこととする。
- 委員には、日本学術会議についてよく知っている元会員等が半数に満たない範囲で含まれることが望ましいのではないか。

なお、現役の会員が運営助言委員に就任できない趣旨からすれば、現役の連携会員も運営委員に就任しないことになるのではないか。

- 委員の選考に当たっては、例えば、**組織運営、経営（会計、自己資金）、国際、広報についての専門性**を考慮することが望ましい。

9. 会長候補者選考

- 10月1日の法人成立を待たずに、次期会長候補者の選考に向けた手続を開始する。
- 会長選任の投票においては、開票毎に得票数を示さない方が良いのではないか。
- 成立時総会の会長職務代行者は、会長候補者以外の会員で形式的な条件で選ぶこととしてはどうか（例えば、最年長又は最年少者）。

9. 会長候補者選考(続き)

- 会長候補者選考に向けた手続の流れについて、以下の案があり得るのではないかと。
- ① 会長候補者選考委員会(仮)と総会による2段階選考とする。
- ② 会長候補者選考委員会として、現行の幹事会としてはどうか。
- ③
 - ・法に基づく会長の要件(特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する)を踏まえ、委員の複数記名(例えば、2~3名)の投票により複数名(例えば、5~10名程度)の候補者を選考する(※)。
 - ・候補者には、26-27期と27-28期の会員(候補者)の両方が含まれるようにする。
 - ・なお、26-27期と27-28期の会員(候補者)はそれぞれ上位得票者とする。

(※)会長候補者選考委員会の委員が第27期の会員予定者となる場合は、委員会における投票に関与しないこととすることが良いのではないかと。
- ④ 選考された者に簡潔な業績、ならびに会長としての抱負を提出していただく。自薦者も加え、会長候補者とする。
なお、業績、抱負の提出がない者は会長就任を辞退するものとみなす。
- ⑤ 10月に開催される総会において、会長候補者による所信表明を行う。
- ⑥ 会長候補者以外の会員も投票の対象として、会員による投票を行う。
なお、Webでの参加会員も、投票を認めることとしてはどうか。

10. 地区会議、地方学術会議、若手アカデミー等

■若手アカデミーについて

- 現在の年齢要件では、分野によっては若手アカデミー会員として活躍できないという事情に鑑み、若手アカデミーの年齢要件は50歳未満(50歳に達する日以後の最初の9月30日をもって所属を終える)とし、**40代半ば以下の人数が多くなるように**することが良いのではないか。
- 特に第27期に移行するに当たり、**連携会員(特任)**を活用し、若手アカデミーに相応しい者を推薦して若手アカデミー会員に加えることもあり得るのではないか。
- 若手アカデミーの会員は、若手研究者として日本を代表して国際活動等を行うことを踏まえ、若手アカデミー会員の決定に当たっては、積極的な参加意思を持つ者からの応募の後、例えば、**抱負を含めた応募書類の確認及び役員会(幹事会)による面接等**の方法により、選考を行うことが良いのではないか。
- 第一部～第三部のバランスなど、専門分野の多様性を考慮する必要があるのではないか。

10. 地区会議、地方学術会議、若手アカデミー等（続き）

■ 栄誉会員について

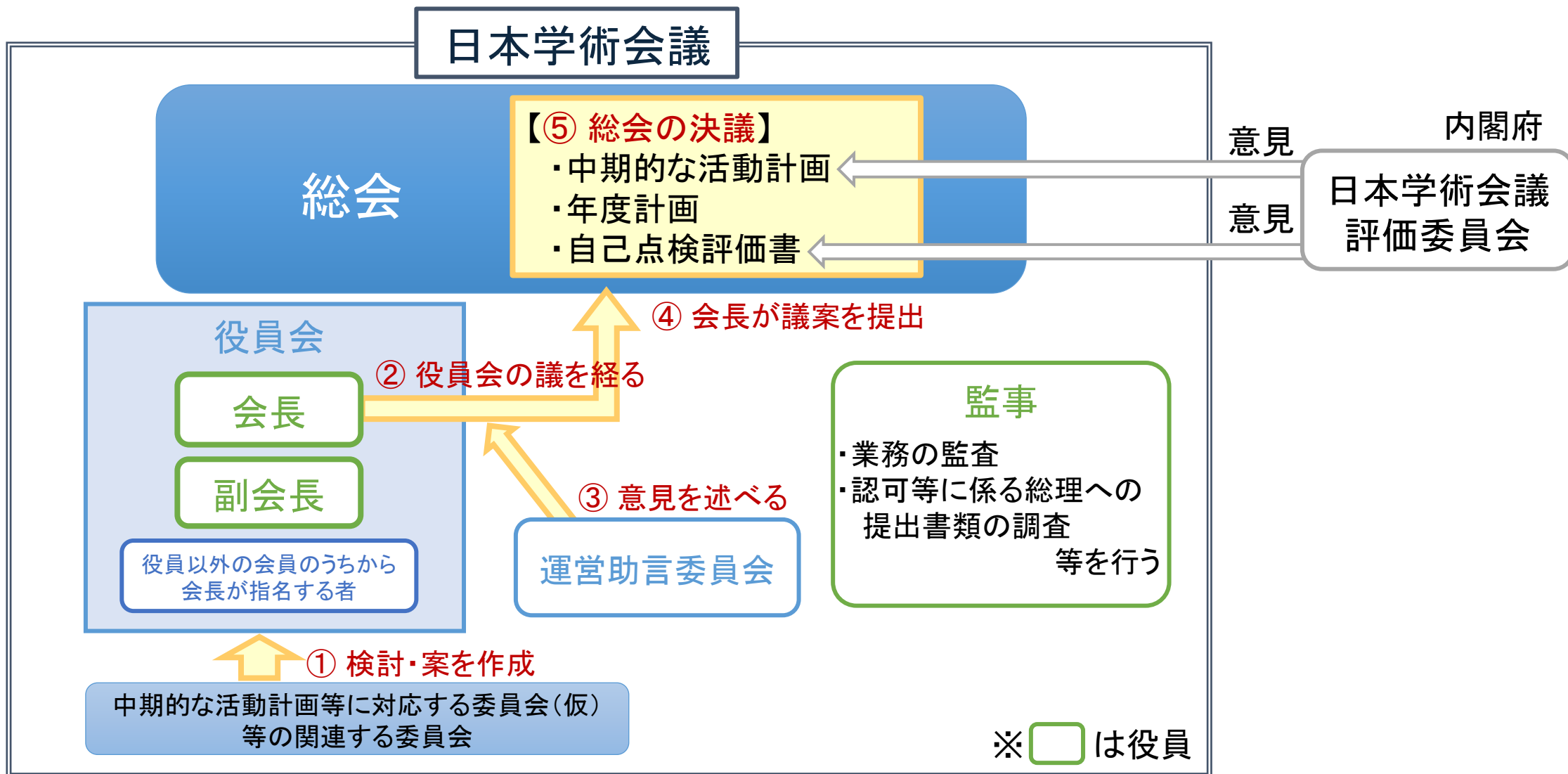
- 栄誉会員の称号授与については、**表彰推薦委員会（仮称）**を常置し、各所からの推薦依頼への対応も含めて審議することが良いのではないか。
- 27期以降に、表彰推薦委員会（仮称）において栄誉会員制度及びルールの見直しから議論を始めることが良いのではないか。

■ 地区会議、地方学術会議について

- 基本的には**現行制度を維持**することとするが、各地区における大学等機関のバランスや、関係大学事務局等も含めた運営体制など、今後も引き続き検討すべき点がある。
- 地方学術会議の名称について、実態としては集会であるため、「**地方学術集会**」とすることもあり得るのではないか。

■ガバナンスに係る日本学術会議の組織体制イメージ

参考



■中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価に関するイメージ

参考

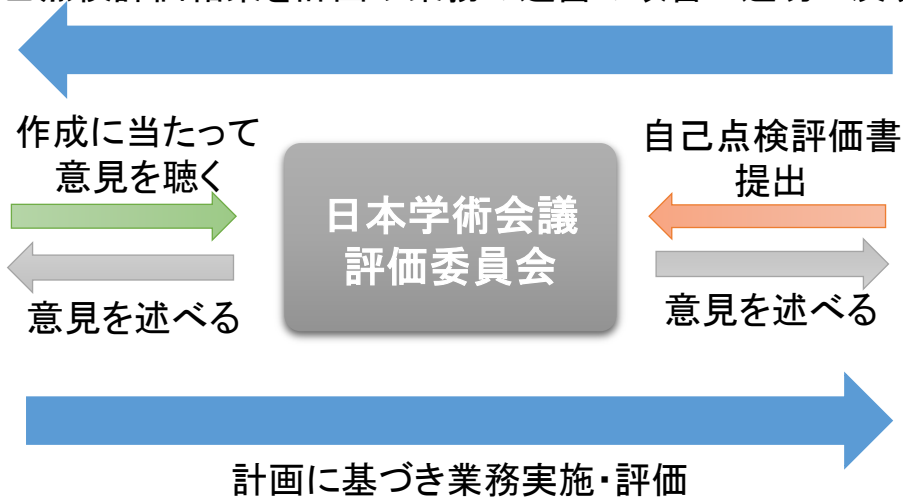
中期的な活動計画

- ・6事業年度毎に作成
- ・定める事項
 - ①第三十七条に規定する業務に関する目標及びこれを達成するためにとるべき措置
 - ②業務運営及び財務内容の改善に関する目標並びにこれらを達成するためにとるべき措置
 - ③予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画に関する事項
 - ④前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める会議の活動に関する事項

年度計画

中期的な活動計画に基づき、毎年度作成

自己点検評価結果を計画や業務の運営の改善に適切に反映



自己点検評価

- ・毎事業年度の終了後作成
- ・自己点検評価結果を計画や業務の運営の改善に適切に反映
- ・日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映

■ 計画・評価に関する中長期的な予定

年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
期		27期			28期			29期
計画		中期的な活動計画						
		年度計画						
評価			年度毎の評価					

中期的な活動計画期間全体の評価 (見込み、実績)

11. 中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、外部評価、内部監査(続き)

■中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価(1)

- 中期的な活動計画等について検討するための委員会を設置することとし、構成員は会長、副会長、会長特別補佐(仮称)、プラスアルファとすることが良いのではないか。
- 検討に当たっては、**ボトムアップ**で会員の意見を汲み上げる仕組みも必要である。
- 中期的な活動計画期間の区切りは、会員の任期の区切りと異なるため、策定時の会員と異なるメンバーが計画に基づき活動する期間が生じることを踏まえると、柔軟な形で計画を定めること、計画期間の途中で必要に応じて見直すことが良いのではないか。

11. 中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、外部評価、内部監査(続き)

■中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価(2)

- 自己点検評価を通じて内部監査の機能を果たすこととしてはどうか。
- 評価に当たっては、前提として、日本学術会議が他の独法等とは異なり非常勤の会員により構成されていることを認識しておく必要がある。
- 外部資金等については、獲得した外部資金等の額を評価の対象とせず、資金の獲得が自己目的化しないようにすることが重要である。

■外部評価

- 現行と同様の**外部評価を自己点検評価において活用**することとし、活動実績に対して外部評価を行い、それを踏まえて自己点検評価書の作成を行うことが良いのではないか。
- 現行と同様に、**個別に外部評価有識者を委嘱**し、日本学術会議へのヒアリング及び意見交換に基づき外部評価を実施することとするのが良いのではないか。

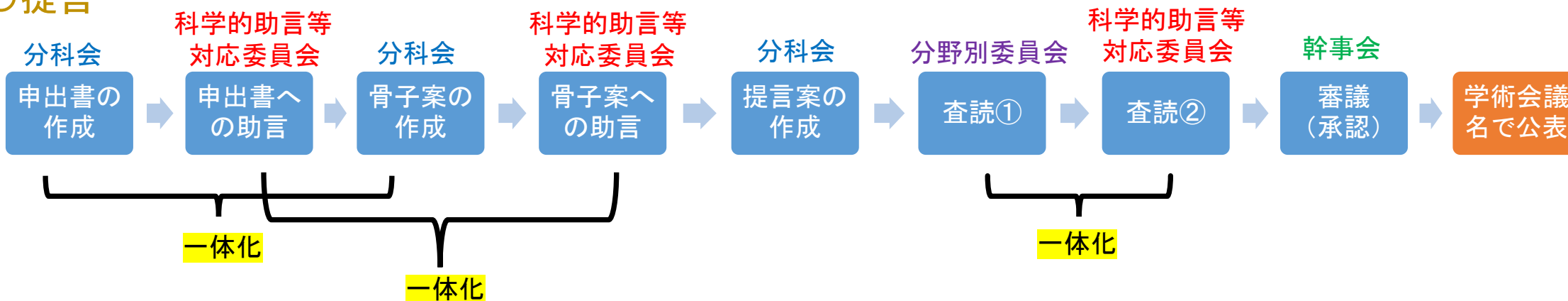
■意思の表出のプロセス(1)

- 査読プロセスにおいて、査読意見の取りまとめや承認など、部の役員や分野別委員会の委員長等に負担が集中している。負担軽減のため、査読を現行の2段階から1段階に集約したり、取りまとめを他の会員に委ねたりすることは必要である。

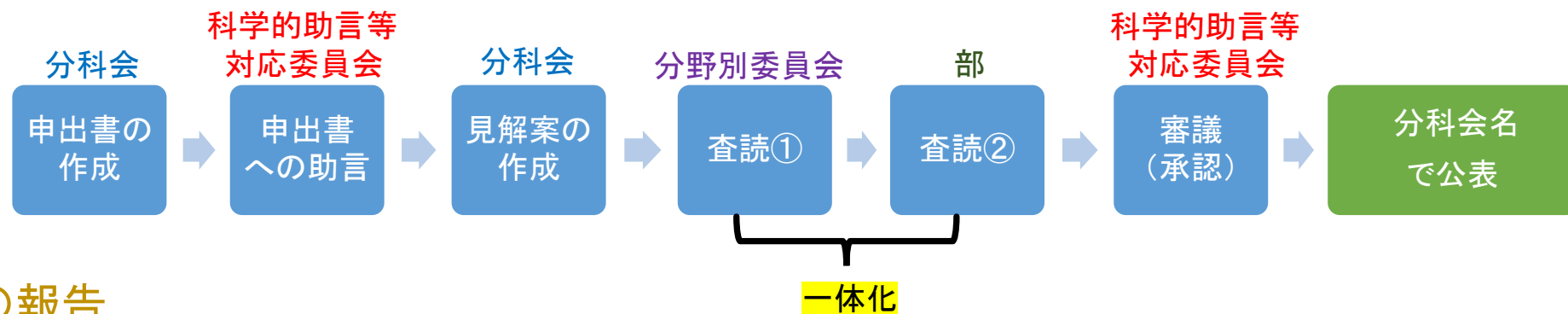
分野別委員会の分科会が「提言」「見解」「報告」を作成する場合の流れ

参考

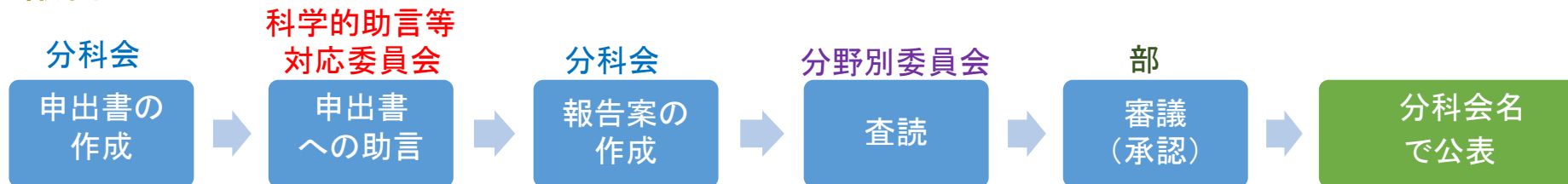
○提言



○見解



○報告



12. 意思の表出(続き)

■意思の表出のプロセス(2)

- 査読体制は、

「提言」は、分野別委員会等からの選出2人、科学的助言等対応委員会からの選出3人、取りまとめ(エディター)1人、

「見解」は、委員会から2人、部から2人、取りまとめ(エディター)1人とするのが良いのではないか。

- エディターは、会員・連携会員(特任含む)のうちから30人程度を役員会が指名して公表しておく、個別の意思の表出に対して、誰が査読者、エディターになったかは分からないようにすることが良いのではないか。
- 外部有識者から登用する査読者については、読みやすさの観点だけではなく、一般常識や外の目から見て違和感はないかといった観点からチェックしてもらうことも重要ではないか。

12. 意思の表出(続き)

■意思の表出のプロセス(3)

- 現行8つの種類がある意思の表出について、①**トップダウン型(仮)**、②**ボトムアップ型(仮)**と2種類に分けることが良いのではないか(①と②の名称は検討が必要)。
- 意思の表出の中には、1つの期内では審議が完結せず、次期へ承継した方が適切な検討課題もある。この場合、今期は「記録」として、次期へ承継することも可能であることを明記したほうがよいのではないか。その際、次期にどのように承継するかについて明確に示されているのが良い。
- 科学的助言等対応委員会については、その役割を考慮して「**意思の表出対応委員会(仮称)**」のような名称にしてはどうか。

12. 意思の表出(続き)

■意思の表出の実現(1)

- 意思の表出を**政府の審議会や関係団体、学協会等の関係者**にうまく届ける方法について検討すべきである。また、政府との関係においては、**各府省庁の政策担当者**と**意思の表出の作成段階から意見を交わすこと**や、**学術的知見が必要なときに諮問してもらう関係を構築すること**も重要である。これらの実現のためには、事務局やURAのような関係機関との**渉外能力を有する人が調整すること**も考えられるため、事務局の強化も必要である。
- 意思の表出の発出までに時間を掛けていると、政府の審議会等において議論が先に進んでしまうため、特別な方法で迅速に査読を進めた方が**良いものもある**。委員会等において、**最初の段階でその見極めをしっかりと行ったほうが良い**のではないか。

12. 意思の表出(続き)

■意思の表出の実現(2)

- 日本学術会議に求められている役割は、科学的な知見やエビデンスに基づき、政府や社会に対して、実現可能で信頼できる選択肢を示すことである。学術は多様であり一つの結論を出すことが必ずしも必要ではなく、両論併記や多様な意見を示すことや、学術的にはここまで言えるということを誠実に示すことが求められており、その点に留意して意思の表出を行う必要があるのではないか。

12. 意思の表出(続き)

■フォローアップ

- 長い時間を掛けて、意思の表出の内容が実現している例もあり、**政府の応答や制度化については長い目で見ることが必要**がある。
- 政策へのインパクトを評価するためのフォローアップについては、その通りに**実現したかどうかのみではなく、両論併記した結果政策は怎么样了か**といったことや、**取り入れられた点と取り入れられていない点をレビューする**ということが重要である。

13. 国際活動

- 法人化後の国際活動に関する内規については、現行の内規において単独主催又は共同主催の国際会議について閣議(口頭)了解を得ることとされている部分を削除することとする。
- 国際会議における総理大臣のメッセージの取得や特命担当大臣の来賓挨拶等については、広報の観点等も踏まえつつ、共同主催団体の意向等も確認の上、引き続き必要に応じて依頼する。

14. 学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェ

- 学術フォーラムとシンポジウムのどちらで開催するかについては、主催者が判断することが良いのではないか。そのため、厳密な定義をするのではなく、学術フォーラムは対話型で大学・研究機関だけでなく民間も含めて議論するといった方向性が示されていれば良いのではないか。
- 開催に当たっての事務局の人的支援や謝金・旅費等の支給は、内容に応じた一定の線引きが必要である(例えば、事務局の人的支援は提言等の発出に繋がるもの又はフォローアップに必要なものに限るなど)。
- サイエンスカフェについても、全体の予算をみつつ、一定の支援をしても良いのではないか。

14. 学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェ(続き)

- 主催、共催、後援の種別に役割・責任や金銭負担の有無等の違いを確認するとともに、明確に規定することが必要である。また、協賛の扱いも検討すべきである。
- 学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェ等における参加費等の徴収については、一律ではなく目的を考慮して金額等を決めるのが良いのではないか。参加費を払うことで主体的に参加してもらえろという観点では行っても良いのではないか。参加者に配布する日本学術会議グッズを考えても良いのではないか。
- 学術フォーラムで既に行っているように公開シンポジウムも事後報告書等を公開することで質の保証に繋がるのではないか。

現行制度比較(参考)

	学術フォーラム	講演会・シンポジウム等	【参考】国内会議の後援名義
趣旨・目的	国民の関心の高い問題を中心にテーマを設定し、当該テーマに係る最先端の研究動向、学術上の論争、関連する審議の状況等を紹介するとともに、 <u>総合的・俯瞰的な見地から中長期的、分野横断的な観点からの問題、課題等</u> を中心に扱うものとし、これらについての国民の意見・要望を聴取し、もって国民との間で直接的かつ双方向の対話を行うこととする。	(法令上に明文化されていない)	ア 学術を対象とすること。 イ 学術の進歩に積極的に寄与すること。 ウ 営利を目的としないこと。
開催の主体(主催)	日本学術会議	日本学術会議、部、 <u>委員会又は分科会</u> 、若手アカデミー又は若手アカデミー分科会、地区会議 ※外部の団体が主催・共催となりうる。	日本学術会議協力学術研究団体、国の行政機関(独立行政法人等を含む。)、地方公共団体、大学等の高等教育機関、公益法人(宗教法人を除く。)、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関、その他上記各号に準ずると認められるもの ※後援名義は、日本学術会議
経費負担	当該年度予算の範囲内で、 <u>旅費及び手当(又は謝金)、会場借料(原則として、日本学術会議講堂を使用)その他必要と思われる経費</u> について支弁する。 ※経費負担を要するものは、原則として年15件程度	講師謝金、旅費等の支給は認められていない。 ※ただし、令和7年度は、会員・連携会員に対しては、手当・旅費の支給可とし、外部講師に対しては旅費のみ支給可としている。また、ポスター等の制作費、印刷・発送費、手話通訳者への謝礼、事務補助員への謝礼(受付、マイクランナー等の事務補助)の支給も可としている。	会議に要する経費は、一切負担しない。
職員の人的支援	四半期ごとに、学術フォーラムの経費負担又は <u>職員の人的支援を要する企画案は計4件以内まで承認する。</u>	事務局としての業務(参加申込受付等)や、当日の手伝いはできない	—
開催実績(令和7年)	11件	講演会 5件 シンポジウム等 104件	—
その他特記事項	・原則として講演開催に合わせて、オンライン会議システムなどを利用し、会場への参加ができない参加希望者へオンライン動画配信を行う。 ・事後報告書をホームページに公開	・主催する委員会等の委員の複数が挨拶又は講演者として実際に参画している必要がある。 ・登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努める。 ・一般に公開(参加が自由)で参加費が無料であることが原則となる。	ア 日本学術会議の設立の趣旨及び目的に反するような決議等を行わないこと。 イ 会議の開催について事故防止、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられていること。 ウ 特定の会社等の宣伝に利用されるおそれのないこと。 エ 特定の思想、主義、主張の普及宣伝に利用されるおそれのないこと。 オ 当面の政治問題に影響を及ぼさないこと。 カ 行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないよう努められているものであること。
根拠規定	日本学術会議主催学術フォーラムの選定及び実施について(H24.2.20第146回幹事会決定)	日本学術会議の運営に関する内規第5条2項別表第2(H17.10.4第1回幹事会決定) 日本学術会議分野別委員会及び分科会等について(H20.10.23第67回幹事会決定)	日本学術会議後援名義の使用承認基準(H17.10.27第4回幹事会決定)

- 個人的COIと組織的COIがあり、それぞれに経済的COIとそれ以外の区分について、十分に検討する必要がある。